

令和 6 年度

第 4 回宝塚市景観審議会議事録

日時 令和 7 年（2025 年）3 月 17 日（月）

午後 2 時 00 から午後 4 時 30 分まで

場所 宝塚市役所 大会議室

宝塚市景観審議会

## 1 審議会要旨

### (1) 開催日時

令和7年(2025年)3月17日(月)  
午後2時00分から午後4時30分まで

### (2) 開催場所 宝塚市役所 大会議室

### (3) 出席委員等

本日の出席委員は、10人中8人で、次のとおり。

田中委員、高木委員、澤委員、榊委員、川崎委員、山根委員、片岡委員及び永尾委員。

なお、定足数である委員の過半数の出席があったので、宝塚市景観審議会規則第6条第2項の規定に基づき会議は成立した。

### (4) 傍聴者

傍聴希望者が1名おり、宝塚市景観審議会の運営に関する規程第3条第1項及び第3項の規定に基づき、公開部分の傍聴を認めた。

### (5) 会議の内容

ア 宝塚市景観審議会の運営に関する規程第3条第3項の規定に基づき、本日の議題は、議題第1号は公開、議題第2号は非公開であることを確認した。

イ 田中会長は、議事録署名委員として、2番川崎委員及び10番永尾委員を指名した。

ウ 議題第1号「宝塚市景観計画の見直しについて」の意見聴取を行った。

エ 議題第2号「都市景観形成建築物等(第4号)の指定の解除について(諮問)」の審議を行った。

## 2 会議要旨

### (1) 議題第1号

会長

それでは、議題第1号に入りたいと思います。

議題第1号「宝塚市景観計画の見直しについて」の意見聴取です。事務局から説明をお願いします。

事務局

景観計画見直しについて、今年度から見直しに係る議題を挙げ、第1回目は、方針案をご説明しました。第2回目は、中心市街地におけるこれまでの経緯などをご説明し、第3回目は現地確認を行い、その後、各委員に個別ヒアリングもさせていただきました。

本日は、これまでの大まかなまとめと、個別ヒアリングの内容のご報告と、第1回目にいただいていた「これまでのデザイン協議の主な意見をまとめてみては」という意見への対応の3点について、ご説明させていただきます。

まず、1点目、これまでの大まかなまとめについてご説明します。

はじめに、景観計画見直しの予定項目について、ご報告いたします。当初、「審議会にて意見聴取」などの対応ごとで整理していましたが、今年度の成果を反映するとともに、来年度からの対応に備え、項目を再整理したものを議題書に添付しています。それぞれ、重点項目、景観計画見直し、景観条例見直し、法制協議等としてまとめています。

内容は今年度当初のものと同様ですが、対応方針が見えてきたものについては、それらを追記しています。例えば、重点項目の観光

プロムナードなどの区域の項目については、今年度の審議等で、「中心市街地地域として指定し、内容を見直す」という方針が見えてきましたので、対応を記載しています。

それぞれの内容については、来年度以降適宜ご説明していきたいと思っていますので、今回資料は、見直しの全体像を把握するようなイメージで、ご参照いただければと思います。

続いて、来年度以降の景観審議会について、ご説明します。来年度は、景観計画の見直し案の作成を行いたいと思っています。続く令和8年度には、景観条例に係る部分の見直しを進め、令和9年度に改正手続きを予定しています。

次に2点目の個別ヒアリングの内容のご報告をいたします。

色々なご意見をいただきましたが、「現行の景観計画の構成が分かりづらいのでは」「地区計画や景観計画特定地区、デザイン協議についても、景観計画にてもう少し記載し、景観行政全体の取り組み内容が把握できるようにする方が良いのでは」「誘導事項などは、イラストなどで視覚的に見られるようにするのが良いのでは」「色彩基準は、色相をもう少し細かく分けて設定するのが良いのでは」などのご意見をいただきましたので、それぞれ取り入れられるよう検討致します。

また、観光プロムナード地域以外の特色のある市街地地域について、廃止を検討していましたが、「地域特性はできるだけ反映させる方が良い」という意見を受けて再検討中です。現状を整理し、再設定できればと考えています。

次に3点目の、「これまでのデザイン協議の主な意見をまとめてみては」という意見への対応について、ご説明いたします。

担当者の記憶の範囲ではありますが、継続していただいていた意見を「これまでのデザイン協議の主な協議事項」として資料を作成しました。

本日は、資料から一部内容を抜粋してご紹介します。

まずは、協議全体についてです。

こちらの案件は、非常に広大な区域に複数の建築物が建っており、区域内での建て替えなどを何度か協議してきました。このような案件に対する意見としては、「事業区域内に複数の建物がある場合には、今回計画建物以外の建物と調和した計画になっているか」「広大な区域に複数の建物がある場合には、景観マスタープランの提示があるか」というようなものがありました。

続いて、建物の配置やボリュームについてです。

この案件については、武庫川沿いの建物ですので、「河川側からの見え方について、配慮できているか」また、「道路から見たときに、どの部分が建物の顔となるのか、また、どういった印象を与えたいのか」というようなことについて協議しました。また、建て替え前より、ボリュームが増えて圧迫感がでるという懸念があり、壁面を分節する計画でしたが、「分節する際には、縦分節が良いのか、横分節が良いのかを検討できているか」などのご意見をいただきました。

続いて、建物配置についてです。

この案件については、建て替え前は5階建てだった建物が、最大8階建てになっていることについて、「建物のボリュームが大きいので、減らすことができないか。難しいのであれば、配置計画などを見直すことにより、ボリュームを抑えて欲しい」という意見がありました。また、「既存は道路側に建物があり、建物による通り景観が形成されている。建物配置について、道路に駐車場が広く面するのは、通り景観として望ましくない」という意見がありました。

なお、この案件については、「建物のボリュームや配置の変更は不可だが、建物の色彩と植栽計画にて、建物の圧迫感の軽減と通り景観の向上に配慮する」という回答を受けており、具体的には、建物の色彩については、「ベースカラーの彩度を上げて、少し色味をだす」「アクセントカラーの彩度を上げ、メリハリをつけて分節を図る」ということと、「植栽計画にて、道路沿いに中木の追加及び植栽帯の新設をする」ということで、景観に配慮いただいています。

続いて、こちらの案件について、「建物配置について、道路に駐車場が広く面するのは、通り景観として望ましくない。道路側が駐車場となるのであれば、植栽で視覚的に分節して欲しい」という意見がありました。これは、先ほどの事例でも同様の意見があったものです。なかなか配置の変更に関わり合う事例はありませんが、継続していただいている意見です。また、建て替え前は、道路に面してブロック塀があったため、「生垣又は植栽を併設したフェンスとすることを推奨する」という意見がありました。これらの意見について、この案件では、「駐車場内への植栽帯の追加」「植栽を併設したフェンスへの改修」によって景観への配慮をいただきました。

続いて、建物の意匠についてです。

この案件は、増築建物の計画に対してデザイン協議を行ったものです。「既存建物は優れた意匠であるため、増築部分も、既存建物と調和する意匠にするのが望ましい。勾配屋根、縦ルーバー、ベランダによる陰影のある意匠をどこかに取り入れられないか」「建物が規格品で工夫が難しいとのことであれば、植栽での工夫ができないか」という意見がありました。意匠については、案件ごとの個別判断の割合が高いと思いますが、統一した思いとしては、周囲と調和しているかということかと思えます。

続いて、色彩についてです。これは、企業社屋の案件ですが、全体としては、モノトーンでシャープなイメージで計画されていました。意見としては、「ベースカラーが少し白すぎるので、もう少し落ち着いた色彩にならないか。赤色のアクセントカラーを落ち着いた色彩にするか、面積の減少をして欲しい」ということでした。建物用途や、また、立地するのが準工業地域ということもあり、モノトーンのイメージは理解できるし、その他地域よりは許容できるが、それでもやはり、もう少し温かみのある色彩にして欲しいという趣旨だったかと思えます。

結果としては、ややベージュ味のある色彩に変更対応いただきました。建物の色彩については、「地域らしさの感じられる色彩を取り入れるよう努めているか」ということを継続して意見いただいています。外壁の色彩としては、場所性や建物用途、設計意図などを聞き取りな

がら意見してきましたが、概ねY R系、明度8以下、彩度2以上などを指導する事例が多いように感じています。

続いて、意匠についてですが、「ベランダの腰壁は洗濯物が透けないように配慮ください」という意見です。こちらの案件では、1期を建てた後、数年後に左の2期が建っています。どちらのデザイン協議の際も、同じ意見をし、透けない仕様にするという同じ回答をいただきましたが、1期の出来上がりを見て、2期はより透けない仕様となった事例です。

続いて、こちらは、周囲から見える部分がどこなのかをしっかりと認識した計画となっているかという意図で、妻面にも配慮してほしいということで、庇の追加などをいただいた事例です。

続いて、植栽、外構計画について、「道路際にフェンスと植栽帯がある場合は、道路際に植栽帯を設け、その内側にフェンスを設置することを推奨する」ということも、継続して意見があるものです。複数の案件にて対応いただいています。道路空間のひろがりを感じられ、通り景観に寄与する項目だと考えています。

続いて、外構計画、擁壁についてです。こちらは、観光プロムナード沿いの共同住宅です。こちらの擁壁について、「圧迫感があるため、擁壁を後退させ、前面に植栽を設けてください」という意見をしています。

回答としては、「擁壁を後退させることはできないが、擁壁天端に植栽する。また、擁壁高さを50cm低くする」という配慮をいただいています。デザイン協議での意見の趣旨としては、「道路に面する擁壁を計画する際には、景観に配慮した仕上げとなっているか。圧迫感を感じるような計画になっていないか。やむを得ず、道路に面して高さや長さのある擁壁となる場合は、擁壁の設えについて景観に最大限配慮しているか」ということだと思っています。

これらの事例をまとめてみて、デザイン協議での意見について、感じたことを最後に少しお伝えします。

まず、意見には、啓発意見と反映意見という大きく二つの種類があるように思います。啓発意見とは、あるべき姿を伝える意見かと思えます。内容としては、実際の案件をみていると、なかなか反映されづらいものだと感じています。ただ、事業者・設計者に対する啓発としての効果はあるはずで、かつ、景観上非常に重要な内容でもあります。

これに対して、反映意見とは、反映が可能な範囲を協議しながら、提案し、実際の変更を目指す意見だと思っています。これは、実際に反映されれば、結果として、協議した案件の景観上の配慮がなされ、より良い景観形成に直接つながるものです。

これらは、啓発意見による「関係者の意識啓発が今後の計画での成果につながる」ことや、反映意見による事例が「優良事例として今後の景観啓発につながる」というように、それぞれ影響しあって、より良い景観形成につながると感じています。

今回は、いただいた意見に対して一旦まとめさせていただいたので、ここから、このような資料の今後の活用も模索していきたいと考えていきたいと思っています。

議題第1号についてのご説明内容は以上です。

会 長            それでは、ご説明いただきました内容についてご質問・ご意見をお願いいたします。

委 員            これまでのデザイン協議の主な協議事項について、とてもよくまとまっていると思います。最後に説明のあった「実際の計画に反映された景観配慮が優良事例となり、その後の様々な協議、事業者への提案に結びついていく」というところは、納得感がありました。

また、実際の事例の写真は、伝わりやすく、非常に良いです。実際に市内の事例を共有できると、今後の協議の場でも「こういった事例の時には、こういった景観配慮を誘導してきた」「今回もこのような見直しができないか検討して欲しい」というように、非常に具体的に明示が出来るのではないのかと思います。個別の事案をどこまで共有できるのかということについては、取り扱いが難しいと思いますが、可能であれば、非常に良いツールになるのではないのでしょうか。

会 長            確かに写真を見ると、非常に分かりやすいですね。

委 員            同じくこれまでの事例について、分かりやすく、参考になりました。様々な観点があり、一概に植栽が絶対に必要だとか、絶対にこの色彩がだめというようなことではなく、総合的なものだと再認識しました。

写真ももちろんですが、このような協議の内容も含めて、景観計画に記載いただければ良いなと思います。以前、湯のまち宝塚の話のときにも、景観そのものでないと思われがちな部分についても上手く書き込めないかというような議論があったかと記憶しています。その際に話したように、コラム的に出すなど、検討いただきたいと思います。

また、基準の解説のように、デザイン協議の解説も付けてもいいのではないのでしょうか。それが現実的に難しいのであれば、市の内部資料としてでも良いですが、上手く活用いただくよう是非検討してください。

それから、今回説明のあったような内容が、文章あるいはスケッチとして、景観形成の方針として入ってくるといいなと思っています。景観計画における色彩や緑量などの数値基準などは、どうしても具体的な記載になるのですが、そうすると、基準の趣旨や目的というようなことが分かりづらいと感じています。方針としてでてくるような「山並みとの調和」や「魅力ある景観の形成」ということと、具体的なマンセル値や緑量の基準が結び付きづらい、という印象です。

ですので、なぜそうしたいのか、基準がどのようにそれと結び付いているのか、というようなことを方針に入れておくことで、間を埋めてくれるものとして機能するのではと思っています。

会 長            そうですね。抽象的になりがちな方針の部分と具体的にならざるを得ない基準の部分をうまく繋ぐことができると、説得力が増すということかと思っています。

事務局

これまでの協議の事例を写真で共有できれば良いのでは、ということについては、意見でも触れていただいたように、現実的には難しい側面があると感じています。最も慎重になるのは、個別の事例を掲載することに対する情報の取り扱いについてです。また、例えば、優良事例として扱うときに、もちろん景観配慮としては優れているが、他法令でも問題がないのかが判断できない、というような点もあります。ただ、今回、やはり実際の事例の持つ説得力も再認識いたしましたので、引き続き検討していきたいと思えます。

優良事例を紹介するという点からいきますと、表彰制度が真っ先に思い浮かびます。表彰制度であれば、発信もしやすく、継続することで、事例集のようなものに育てていくことができるのかなと思えます。しかしながら、表彰制度にも課題を感じています。例えば、該当事例が継続的に集まるのか、制度の運営が継続できるのか、表彰事例の経過をどこまで見ていくのか、といったことです。

また、本日も説明した内容について、景観形成の方針に落とし込めないのかということについては、うまく落とし込んでいきたいなと思っています。ただ、デザイン協議の案件として、特定大規模だからこそ、という項目も中にはありますので、こちらについては別の項目になるかと思えます。

委員

実際の事例の紹介については、兵庫県など他の自治体の対応はどうでしょうか。

委員

兵庫県でも、事例集を作りたいという案が過去にあったのですが、なかなか難しく、作成には至っていません。事例集は効果的だと思いますので、調整できた事例だけでも上手く活用していただきたいですが、事務局の意見も良く分かります。

委員

事例の紹介について、他の自治体の対応を見ていると、写真もありますが、イラストを使っているところも多いように思えます。上手く併用しながら、対応していただくと良いのではないのでしょうか。

景観計画の内容について1点、「背景との調和」などの文言がでてきますが、では、その「背景との調和」って何だろう、ということが大切だと思っています。

例えば、色彩的には、「背景が構成している周辺の基調色がどうなっているのか」「周辺の基調色と調和する色をベース色として使用できているか」また、「周辺の景観構成要素が大きな構成要素か、あるいは小さな構成要素か」によって「壁面の意匠を細やかに分節すべき」なのか「大まかに表現してもいい」のか、意見が変わってくるかと思えます。また、分節する場合には、背景との兼ね合いで、横分節なのか、縦分節なのか、というような考え方を、具体例を入れながら持っていくと、より分かりやすいと思えます。ただ、こういった考え方は、それぞれの事例によって変わりますので、そのあたりの表現は非常に難しいです。だからこそ、具体例が非常に重要になってくると思えます。

それから、植栽について、宝塚市の推奨樹木のようなものがあればいいなと思っています。

最後に、資料で「植栽の伐採についての届出を見直し」とあります。以前、審議会では景観重要建造物の隣接地の植栽の減少について話題に挙がったように記憶しています。そのような場所では特に、伐採は大きな影響がありますが、それについてはどのように考えておられますか。

事務局

植栽の伐採については、現行の規制では、景観計画特定地区などの地域において、伐採に対しても届出が必要ですが、今回の見直しで、届出不要とすることを検討しています。

これは、現状、伐採のみの行為に対して市として事前に把握するのが非常に難しく、これまでの届出実績もほぼないためです。建築行為などの際には緑量基準の確認をしていますので、そのタイミングでは、確認を行うことができます。景観重要建造物のある雲雀丘地区も緑視率の規制がかかります。

しかし、今お話しいただいているのは、特に指定物件の隣接地などで、現状で基準以上の緑量があるものについても、現状程度の水準を維持していくべきではという観点かと思えます。それについては、保全の重要性は認識しつつも、緑視率以上の緑量確保を求めることは難しいというようには考えています。

委員

特に気になったのは、傾斜地では、遠景でみたときに樹木が面的に見えて、非常に重要なポイントになるということです。特に宝塚市の景観では背景の山並みが重要で、山並みの樹木が大きな役割を果たしています。山並みの樹木が消えるのは非常に怖い。そのあたりに対して、どのように考えるのかの答えを市として持つておくべきだと思います。

委員

宝塚らしさというのは、やはり自然豊かなところかなと思ってます。私も、宅地内の豊かな植栽は景観上とても重要なものだと感じています。しかし、一方で、植栽の維持管理には費用や手間が掛かるので、伐採してしまう傾向にあるのも理解できます。

そういうことを考えていくと、植栽についても、先ほど話題になった表彰制度のようなものがあると良いかもしれません。市民としても、もっと良くしていこうという思いになるのではないのでしょうか。

委員

少し話が戻りますが、先ほどの優良事例の件について、今回紹介されたのは「協議の結果が反映された事例」です。

少し違う視点で見ると、「当初より良い計画で、協議での指摘があまりない事例」も「協議の結果を多数反映した事例だが、本来は保全するのが最も良い区域での開発案件であった事例」もあろうかと思えます。デザイン協議の成果としての優良事例と、景観的視点としての優良事例は少し違う部分があるので、この違いが上手く伝わるようにしておかないといけないように思います。

協議の結果が反映された点だけでなく、そもそも計画時点での良かった点なども反映できるといいのかもしれない。

事務局

デザイン協議については、今は、「当初の計画から少しでもより良くしてもらおう」ということを、担当者として意識しています。ですので、例えば、当初5点で出てきたものが7点になったら、一定の成果として「景観に配慮していただいた」と捉えます。ただ、8点で出てきたものについて、例えば「協議の結果を反映することができない」と言われると、「いや、どうにか9点までもって行ってほしい」と指導するというようなことになります。実際には、事務局が景観上の配慮を数値化することはできないですし、案件によって求められるレベルも変わってくると思うので、現実とは少し違う例えですが、このあたりは、非常に扱いが難しいと感じている部分です。市としては、少しでもより良い景観を目指すべきですし、デザイン協議の成果についても意識すべきだと思っていますが、一方で、当初の計画に対する評価をしきれていないというような感覚もあります。

会長

景観としては、今の議論は非常に重要な観点だと思えます。個人的には、宝塚市の景観の水準は高いと感じていますが、今回見直す景観計画では、比較的景観に配慮されづらい計画を底上げするようなことができればいいかもしれません。

委員

景観の表彰制度についても、努力賞のようなものと、景観上非常に良いものに対する賞に分けることなどを考えるのが良いのかもしれないですね。

ちなみに、実際にデザイン協議に参加した事業者や設計者の方に、参加した感想などについて、アンケートをとったことはありますか。

事務局

アンケートはとったことがありませんが、対応している中では、やはり景観について協議をするということに対して、理解いただくのはまだまだ難しいというようには感じます。

事業者さんについては、「景観がより良くなるように協議をしましょう」という位置づけがまず伝わりづらく、「自己所有地での計画について、なぜ意見されるのか」という方もおられますし、「協議ででた意見には全て従う必要があるのか」と、審議会から一方的に指示されるような印象を持たれている方もおられます。設計者さんについては、規模の大きい物件を日常的に扱っている方は、景観について理解いただいていることが多いですが、規模が小さくなると、なかなか景観について意識していただくのが難しくなる印象です。

委員

表彰制度については、毎年テーマを設けてみても良いかもしれません。また、参加者にアンケートを取ることや、市外の人からみた宝塚市について、聞いてみるのもいいかもしれません。そういった場づくりという観点からも、表彰制度は優れていると思います。色々な視点からの意見を聞くことができるような場づくりをして、それを継続できるようにしていくといったことも、今回の見直しに取り入れて欲しいなと思います。

また、今回の説明の最後にでてきた「あるべき姿を伝える」というようなことは、ブランドデザインのようなものだと思います。今後

向けての姿を提示して、新たな第一歩を踏み出していくということがあってもいいのではないかと思います。

こういった議論をしながら、景観計画の見直しをしていくと、良いものができると思いますので、引き続き検討いただきますようよろしくお願いいたします。

事務局

表彰制度については、対応できる人員が確保できるのかということや、果たして毎年継続的に対象となる案件がでてくるのか、ということが気になっています。継続してこそという面があるからこそ、慎重に検討する必要があると考えています。

一方で、現在のデザイン協議部会で、様々な案件の良かったポイントなどを抽出していくような作業であれば、取り組んでいけるかもしれません。

委員

先ほど話のあった表彰制度は良いと思います。表彰制度によって、優れた景観の事例について、建設事業者や市民一般の皆さんにも認識を広げることができます。また、表彰の評価付けによって、宝塚らしい景観についても理解が深まっていくのではないのでしょうか。

先ほど、デザイン協議についても理解が進んでいないというような話がありましたが、宝塚市の景観は、方向性のイメージや地域ごとの考え方などかなり綿密に組み立てられているので、これらの認知が進んでいないというのが大きな課題なのではないかと思います。

宝塚らしい景観について共有して広く認知されていれば、事業者や設計者もこれに追随するかたちになるかと思います。そのための手段を、表彰制度にするのか、何か違うかたちにするのか、ということを考えていただければいいのではと思います。

会長

市民の方の投票などもいいかもしれません。ご意見のように、テーマを決めたりすると、今は見つかっていない宝塚市の良いスポットや宝塚らしさが見つかるかもしれませんね。

委員

市内のフォトコンテストなどもいいかもしれませんね。市民も参加しやすく、景観啓発にもなるかもしれません。

委員

宝塚市のイメージは、共通するものももちろんあるかと思いますが、人それぞれ様々な側面もあると思います。また、地域ごとにみると、また違ったイメージになり、個別の案件ごとでも、また違ったものがあると思います。

ただ、意外に、部分的に見ると、「ここはこうした方がいいよね」とか「この計画だとこういうやり方があるよね」ということについては、共通事項が多いのではないのでしょうか。部分ごとの優良事例集のようなものや、チェックリストがあると良いかもしれません。景観は、基準では上手く扱えない行間のようなものがあるので、その部分に対応するガイドラインや、セルフチェックできるような仕組み作りができればいいなと思います。

- 事務局 兵庫県では、チェックリストを作成されていたかと思いますが、上手く活用されていますか。
- 委員 上手く機能させるのはなかなか難しい部分もあります。課題として感じるのは、目指すべき姿と、現場の実務レベルが乖離してしまいがちだということです。様々な場合に通用する、実務レベルで使えるガイドラインのようなものなどがあるとより良いのかもしれませんが。その際には、部分的なところにフォーカスした作り方をしていくと、意外にも汎用性が高いのではと思っています。
- 委員 デザイン協議の意見の反映の話がありましたが、意見の内容を聞きながらビフォーアフターを見ると、非常に説得力がありました。これを見るだけで、宝塚らしさや、それに向けてどのようなことに配慮すると良いのかということが伝わります。前と後を見比べると、非常に分かりやすいと思います。
- 建築などの計画をする際には、様々な検討が必要です。それらを一定経て、かたちになってきたものに対して、デザイン協議をしていくこととなりますが、やはり手間も時間もかけて、これまで検討してきたものに対して「こうした方が良いのでは」と言われても、事業者側からすると中々受け入れづらい部分もあると思います。そういう時に、「こうすると、目に見えて良くなる、変わる」という事例が見えると、少し気持ちが変わるかもしれません。協議での意見をその場で聞くことはもちろんですが、これまでの意見や事例も活用することで、より伝わりやすくなるのではないのでしょうか。非常に良い資料なので、うまく活用できるといいなと思います。
- 1点質問ですが、事業者は、今回こうして取り上げられるような優良事例として、市から評価されていることをご存じなのではないでしょうか。デザイン協議の後のフィードバックはどのようにされていますか。
- 事務局 デザイン協議の後の事業者へのフィードバックについては、市から直接行っていません。
- 手続きの流れとしては、まず、基準の適合確認やデザイン協議の事前協議を市と代理者で行っています。デザイン協議は、事業者、代理者共に出席をお願いしていますので、直接協議に参加していただいています。しかし、ここから先は、また市と代理者でのやり取りとなり、市としては、デザイン協議の後の対応や完了報告で、その後の状況を把握します。要するに、協議の当日は関係者が揃いますが、その他は市と代理者とのやり取りになります。
- 委員 事業者の対応について、このように市が評価しているということが伝われば、その後にもつながってくるように思います。
- 事務局 現行の手続きでは、事業者もそうですが、審議会に対してもフィードバックができていないので、そこは上手く対応できればいいなという思いはあります。

- 会 長 | おっしゃるように、小さなフィードバックが次につながる大きなフィードバックになるかもしれないですね。是非検討をお願いします。
- 委 員 | 他府県から宝塚市に来た時に、景観がとても美しいと思いました。山がみえて、緑があって、だけどもある程度便利さもあって、いいまちだと思います。これまでの積み重ねで、このような景観があるのだと感じました。また、意見の中で、子どもが利用する施設には木の実のなる植栽を、などの項目があり、子育てしやすいまちづくりなどにも繋がってくるのだなと思いました。それから、やはり維持管理が大切で、かつ難しいところだなと思います。
- 会 長 | ありがとうございます。景観計画や制度についてももちろんですが、その後の維持管理などについての意見も数多くでました。中々難しい部分もあるかと思いますが、引き続き検討していきたいと思います。
- 以上で、議題第1号については終了します。

## (2) 議題第2号

### 【個人情報のため非公開（以下採決のみ公開）】

- 会 長 | 議題第2号は諮問案件ですので、答申が必要です。それでは、採決に入りたいと思います。
- 都市景観形成建築物等第4号の指定の解除について、異議ございませんか。
- 委 員 | 異議なし。
- 会 長 | 異議無しですので、指定の解除について同意します。